

公益社団法人日本演劇協会 令和5年度事業報告書

令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日

1.『演劇年鑑』刊行の為の調査・研究並びに『演劇年鑑』の刊行

令和5年度文化庁・独立行政法人日本芸術文化振興会
「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業(年鑑・調査研究)」の
文化芸術振興費補助金事業として申請計画通りに実施し、
『演劇年鑑2024』を刊行した。

データ収集・記録作業

令和5年4月から令和6年2月にかけて13名で実施

アンケート調査・集計作業

令和5年11月から12月にかけて約1,200個人・団体へ回答を依頼、
令和6年1月から2月にかけて回収し集計を実施

編集・校正作業

令和5年12月から令和6年3月にかけて13名で実施

成果物仕様・体裁

本体:A5版458頁、別冊:A5版123頁
本体・別冊を同一カバーに収納

成果物発行部数

850部(昨年比:70部減)

2. 演劇文化の普及に関する講座・催事等の事業

以下を実施した。

■演劇お勉強会 ゲキ勉!スペシャル「すみれForever vol.3」

実施日時:令和5年8月18日(金) 午後6時00分～7時30分

実施会場:第一ホテル東京「ラ・ローズ」

登壇者:高汐巴、石井啓夫

動員人数:105人

3. 演劇功労者表彰催事『演劇人祭』事業など

本年度は実施せず。

4. 事業等に関する広報活動

- 会報 No.356(令和6年1月)を500部発行、
正会員・賛助会員のほか関係各所に配布した
- 公式ホームページ並びに公式 Twitter を事業等に合わせて随時更新した

5. 演劇文化・芸術文化関係者の社会的地位の確立を図る活動

- 一般社団法人日本民間放送連盟による「ラジオ放送に関する基本協定書」
「テレビ放送に関する基本協定書」に締結した
- 文芸美術国民健康保険組合への加入希望者1名の取次を行った

6. その他

- 定時総会並びに理事会を別表の通り開催した
- 芸術家会議、演劇緊急支援プロジェクトなどの関連団体と
随時連携・提携を行った

～令和5年度 定時総会・理事会の開催記録～

1. 定時総会

	議事事項等	議決権数
定時総会	■提案日・通知日：令和5年6月5日 第一号議案 令和4年度事業報告書及び収支決算書の件 第二号議案 令和5・6年度理事・監事選任案の件 ■決議があったとみなされた日：令和5年6月20日	184名

2. 理事会

開催回	議事事項等	議決権数等
第1回	■開催日等：令和5年5月25日 於：東劇ビル2階会議室 第一号議案 令和4年度事業報告書及び収支決算書 承認の件 第二号議案 令和5・6年度理事選任案 承認の件 第三号議案 令和5年度定時総会開催の件	出席者数 理事：13名 監事：1名
第2回	■提案日・通知日：令和5年6月23日 第一号議案 令和5・6年度代表理事(会長)選任案の件 第二号議案 令和5・6年度業務執行理事(専務理事)選任案の件 承認された代表理事(会長)：植田紳爾 承認された業務執行理事(専務理事)： 安孫子正、池田篤郎、織田紘二、糟谷治男、水谷内助義 ■決議があったとみなされた日：令和5年7月7日	理事：23名 監事2名の 異議なし
第3回	■提案日・通知日：令和6年3月13日 第一号議案 令和6年度事業計画書及び収支予算書 承認の件 ■決議があったとみなされた日：令和6年3月27日	理事：23名 監事2名の 異議なし

公益社団法人日本演劇協会
事業報告書附属明細書
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和5年度事業報告書には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので該当しない。

以上

公益社団法人日本演劇協会

令和5年度 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科目		当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部				
1. 流動資産				
	現金	790,527	1,609,187	△ 818,660
	普通預金	244,726	172,276	72,450
	振替預金	10,952	45,502	△ 34,550
	未収会費	640,000	640,000	0
流動資産合計		1,686,205	2,466,965	△ 780,760
2. 固定資産		0		
(1) 基本財産		0	0	0
(2) 特定財産		0	0	0
(3) その他固定資産		660,000	660,000	0
	敷金	540,000	540,000	0
	書籍資料等	120,000	120,000	0
固定資産合計		660,000	660,000	0
資産合計		2,346,205	3,126,965	△ 780,760
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
	前受金	0	0	0
	未払金	0	0	0
	預り金	0	0	0
流動負債合計		0	0	0
2. 固定負債				
固定負債合計		0	0	0
負債合計		0	0	0
Ⅲ 正味財産の部				
1. 指定正味財産		0	0	0
2. 一般正味財産		2,346,205	3,126,965	△ 780,760
正味財産合計		2,346,205	3,126,965	△ 780,760
負債及び正味財産合計		2,346,205	3,126,965	△ 780,760

公益社団法人日本演劇協会
令和5年度 正味財産増減計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科目		当期額	前年度額	増減額
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①受取会費・入会金等		4,842,560	4,876,000	△ 33,440
	入会金	3,000	21,000	△ 18,000
	正会員会費	1,840,000	1,850,000	△ 10,000
	賛助会員会費	2,999,560	3,005,000	△ 5,440
②事業収益		8,896,114	11,548,580	△ 2,652,466
	入場料・受講料等収入	525,723	738,000	△ 212,277
	調査・研究出版物収入	270,391	250,580	19,811
	広告料収入	1,060,000	1,160,000	△ 100,000
	委託金(文化庁)	7,040,000	9,400,000	△ 2,360,000
③受取寄付金		0	0	0
④雑収益		10	1,006,877	△ 1,006,867
	作品管理協力金(北條秀司、中野實)	0	0	0
	事業復活支援金	0	1,000,000	△ 1,000,000
	「演劇界」廃刊に伴う返還金	0	6,870	△ 6,870
	受取利息	10	7	3
経常収益計		13,738,684	17,431,457	△ 3,692,773
(2) 経常費用				
	給与手当	1,147,125	1,555,850	△ 408,725
	給与2(公益目的事業作業費)	4,699,875	0	4,699,875
	法定福利費	647,136	736,925	△ 89,789
	福利厚生費	0	0	0
	賞与	0	30,000	△ 30,000
	在宅手当	18,000	18,000	0
	地代家賃	2,379,829	2,379,827	2
	通信費	480,726	1,007,747	△ 527,021
	旅費交通費	541,011	510,938	30,073
	水道光熱費	315,112	344,182	△ 29,070
	リース料	272,160	272,160	0
	諸謝金	1,695,315	5,348,796	△ 3,653,481
	会場使用料	921,839	977,040	△ 55,201
	賃借料	104,500	104,500	0
	事業諸経費	58,806	71,874	△ 13,068
	借損料	0	58,300	△ 58,300
	諸会費	92,000	84,500	7,500

	会議費	2,160	0	2,160
	交際費	0	0	0
	事務用品費	153,826	217,951	△ 64,125
	印刷製本費	734,810	3,365,336	△ 2,630,526
	新聞図書費	0	0	0
	保険料	4,970	4,970	0
	外注費	0	0	0
	支払手数料	216,612	303,682	△ 87,070
	租税公課	33,632	282,777	△ 249,145
	雑費	0	3,277	△ 3,277
	経常費用計	14,519,444	17,678,632	△ 3,159,188
	当期経常増減額	△ 780,760	△ 247,175	△ 533,585
2. 経常外増減の部				
	(1) 経常外収益	0	0	0
	(2) 経常外費用	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 780,760	△ 247,175	△ 533,585
	一般正味財産期首残高	3,126,965	3,374,140	△ 247,175
	一般正味財産期末残高	2,346,205	3,126,965	△ 780,760
II 指定正味財産増減の部				
	当期指定正味財産増減額	0	0	0
	指定正味財産期首残高	0	0	0
	指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高		2,346,205	3,126,965	△ 780,760

令和5年度 正味財産増減計算書・内訳

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

科目		公益目的事業会計 公 1	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①受取会費・入会金等		4,104,760	737,800	4,842,560
	入会金	1,200	1,800	3,000
	正会員会費	1,104,000	736,000	1,840,000
	賛助会員会費	2,999,560	0	2,999,560
②事業収益		8,896,114	0	8,896,114
	入場料・受講料等収入	525,723	0	525,723
	調査・研究出版物収入	270,391	0	270,391
	広告料収入	1,060,000	0	1,060,000
	委託金（文化庁）	7,040,000	0	7,040,000
③受取寄付金		0	0	0
④雑収益		0	10	10
	作品管理協力金（北條秀司、中野實）	0	0	0
	受取利息	0	10	10
経常収益計		13,000,874	737,810	13,738,684
(2) 経常費用				
	給与手当	1,032,413	114,712	1,147,125
	給与2（公益目的事業作業費）	4,229,888	469,987	4,699,875
	法定福利費	582,423	64,713	647,136
	福利厚生費	0	0	0
	賞与	0	0	0
	在宅手当	16,200	1,800	18,000
	地代家賃	2,141,847	237,982	2,379,829
	通信費	432,654	48,072	480,726
	旅費交通費	486,910	54,101	541,011
	水道光熱費	283,601	31,511	315,112
	リース料	244,944	27,216	272,160
	諸謝金	1,695,315	0	1,695,315
	会場使用料	921,839	0	921,839
	賃借料	104,500	0	104,500
	事業諸経費	58,806	0	58,806
	借損料	0	0	0
	諸会費	0	92,000	92,000
	会議費	1,944	216	2,160
	交際費	0	0	0
	事務用品費	138,444	15,382	153,826
	印刷製本費	661,329	73,481	734,810
	新聞図書費	0	0	0
	保険料	4,473	497	4,970
	外注費	0	0	0
	支払手数料	194,951	21,661	216,612

租税公課	30,269	3,363	33,632
雑費	0	0	0
経常費用計	13,262,750	1,256,694	14,519,444
当期経常増減額	△ 261,876	△ 518,884	△ 780,760

2. 経常外増減額の部

経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 261,876	△ 518,884	△ 780,760

公益社団法人日本演劇協会

令和5年度 財産目録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

	場所		使用目的等	金額
1. 流動資産				
	現金	現金手元有高	運転資金として	790,527
	普通預金	みずほ銀行築地支店	運転資金として	244,726
	振替預金	ゆうちょ 東京貯金事務センター	運転資金として	10,952
	未収会費	正会員、賛助会員	正会員、賛助会員分	640,000
流動資産合計				1,686,205
2. 固定資産				
(1) 基本財産				0
(2) 特定財産				0
(3) その他固定資産				660,000
	敷金	松竹株式会社	東劇ビル事務所賃借敷金	540,000
	書籍資料等	日本演劇協会事務所	公益目的事業並びに協会資料として	120,000
固定資産合計				660,000
資産合計				2,346,205
II 負債の部				
1. 流動負債				
	前受金			0
	未払金			0
	預り金			0
流動負債合計				0
2. 固定負債				
固定負債合計				0
負債合計				0
正味財産合計				2,346,205

公益社団法人日本演劇協会
貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
(令和5年4月1日～令和6年3月31日分)

1. 基本財産及び特定資産の明細

該当なし

2. 引当金の明細

該当なし

以上

【財務諸表に対する注記】

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法・・・該当なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法・・・該当なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・・・什器備品に関しては法人税法の定率法による減価償却を実施している
- (4) 引当金の計上基準・・・該当なし
- (5) リース取引の処理方法
 - ・・・リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を適用している
- (6) 消費税等の会計処理・・・該当なし

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小計	0	0	0	0
特定資産				
小計	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

- 3. 担保に供している資産・・・該当なし
- 4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益・・・該当なし
- 5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高・・・該当なし
- 6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳・・・該当なし
- 7. 関連当事者との取引の内容・・・該当なし

監査報告書

公益社団法人日本演劇協会

会長 植田紳爾 殿

令和 6 年 5 月 20 日

監事 齋藤 譲一



私監事は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度における理事の職務の執行及び会見を監査し、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。

2 監査意見

- (1) 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示していると認める。理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- (2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示していると認める。

以上

監査報告書

公益社団法人日本演劇協会
会長 植田紳爾 殿

令和6年5月20日

監事 齋藤 芳朗



私監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度における理事の職務の執行及び会見を監査し、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。

2 監査意見

- (1) 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示していると認める。理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- (2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示していると認める。

以上

納税証明書

(その4 滞納処分を受けたことのない証明用)

住所(納税地) 東京都中央区築地4丁目1番1号

氏名(名称) 公益社団法人 日本演劇協会

代表者氏名 代表理事 植田 紳爾

自 令和 5年 4月 1日

間、当署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。

至 令和 6年 3月31日

以下余白

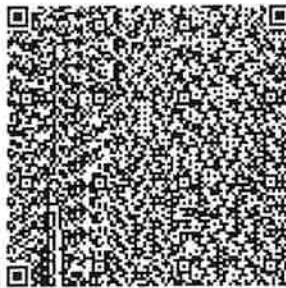
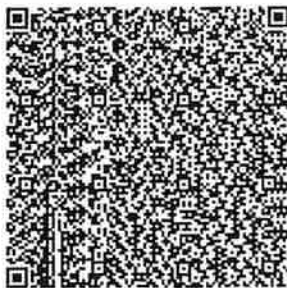
徴管(証明) 第 004467 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 6年 6月19日

京橋税務署長

財務事務官 小野寺 郁夫





第4号様式(乙)

証 明 書

申請者(証明の対象となる者)
住 所

中央区築地4丁目1-1

氏名(名称)

公益社団法人 日本演劇協会

証明を必要とする理由	内閣府へ提出する事業報告書に添付するため
------------	----------------------

上記の者は、申請日(令和6年6月19日)の三年前の日の属する会計年度以降において、
都税の徴収金につき滞納処分を受けた者でない。

上記のとおり証明します。

証第 800144 号

令和6年6月19日

東京都 中央 都税事務所長



(日本産業規格A列4番)

役員（理事及び監事）の報酬等に関する定款

公益社団法人日本演劇協会 定款

第5章 役員

（報酬等）

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事及び監事が常勤する場合は報酬を支給することができる。

2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前2項に関し必要な事項は総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

理事、監事に対する報酬等の支給に関する規程

【総則】

(総則)

本会は、定款第 28 条に基づき、定款施行についての規程を定める。

【役員の報酬及び費用について】

(手当報酬)

- 1、理事 会員である理事(会長職を含む)は無給とする。
但し、常勤の理事へは、その勤務実態に応じ、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2、監事 会員である監事は無給とする。
会員以外の監事には手当を支給することができる。
但し、常勤の監事へは、その勤務実態に応じ、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3、 会員以外の理事並びに監事に手当を支給する場合は、年額 20 万円(税別)を上限とする。
理事に対する支給額は理事会において決定し、監事に対する支給額は監事相互の協議により決定する。
常勤の理事並びに監事に報酬を支給する場合は、月額 30 万円(税別)を上限とする。
理事に対する支給額は理事会において決定し、監事に対する支給額は監事相互の協議により決定する。
また、役員等に対して、本会より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合は、別に定める本会の規定に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 4、退職金は、会員又は会員以外の役員においても支給しない。

(必要経費)

- 1、理事(会長職を含む)及び監事へは理事会等会議に出席するための交通費相当額を支給することができる。
- 2、 理事(会長職を含む)及び監事がその職務を遂行するために必要とする費用及び旅費交通費等は支給することができる。

【附則】

この定款施行規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の登記の日から施行する。 (平成 24 年 9 月 6 日 理事会議決)